

外国人介護留学生奨学金等支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、山口県からの委託事業「外国人介護留学生奨学金等支援事業」について、外国人介護留学生奨学金等支援事業費助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会とする。

第3 助成金の算定

1 助成金申請額の算定方法

要綱別表1に定める対象経費について、同表に定める基準額と、対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に助成率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、要綱別表1に掲げるとおりとする。
- (2) 次に掲げるものに該当する経費は、助成対象経費とはならない。
 - ア 助成対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
 - イ 敷金等の後日返還される経費

第4 交付申請書の提出

助成金の交付申請に当たって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他社会福祉法人山口県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 要綱別表1に係る申請

県内日本語学校又は県内介護福祉士養成施設の在学証明書

第5 実績報告

実績報告に当たって、要綱第6条第1項第3号に規定するその他会長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

(1) 要綱別表1に係る実績報告

ア 外国人介護留学生に助成を行ったことが確認できる書類（領収書等）の写し等

- イ 学費の支払いを証明できる書類（領収書等）の写し等
- ウ 居住費の支払いを証明できる書類（領収書等）の写し等

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。